

総務文教常任委員会会議記録

(条例改正審査)

1. 日 時	令和8年6月3日(水) 9時30分開議 令和8年6月3日(水) 16時45分散会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	向井千尋委員長、大内正博副委員長、野々村康委員、隅田雅春委員、安井博幸委員、原田豊彦委員、上田議長
4. 欠席議員	なし
5. 会議に付した事件	議案第52号 丹波篠山市公告式条例及び丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例 議案第53号 丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
6. 議事の経過	原田委員長 挨拶 原田委員長 開議宣告 9:30 開議 ■日程第1 議案第52号丹波篠山市公告式条例及び丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例 企画総務部説明 【主な質疑内容】 安井委員 ホームページを使った掲示になるので、今ある掲示板というのは期間が終わったら、使われなくなるというふうに理解したら良いのか、併用されるのか。 企画総務部 基本的な運用としては、ホームページ上の掲示を基本とした運用にしたいと思っております。 ただし、災害時などのホームページが使えないような状況を想定し、掲示板も残していきます。 また、地方税法に基づく公示送達ネット上の掲示と掲示板という

ことで2種類義務づけをされておりますので、引き続き公示送達に関しては、現行の掲示板に掲示して運用ということで考えております。

■日程第2 議案第53号丹波篠山市公告式条例及び丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

企画総務部説明

【主な質疑内容】

野々村委員 新旧対照表の最終ページなのですが、1番下段に「委任」というものがありまして、旧の条例では、第9条この条例の施行に必要な事項は規則で定めるということが記載されておりますが、改正によって第10条この条例の施行に関し必要な事項は市の機関で定めるということになっております。旧の条例が、施行されたときに合わせて、同名の施行規則が公布されておりますので、先ほどの説明では、規則が必要ないというような表現があったように思うんですが、現在ある規則では、用語の説明とかなされていて、今回条例を改正しても、用語の説明等が記載されておられません。

なぜ規則が不要になって、市の機関が定める、恐らくこれは要綱等意味するものではないかと思いますが、その辺のなぜ規則を廃止して、このような取扱いをするのか、その辺について詳細な説明を求めます。

企画総務部 先ほど、説明いたしました「条例、規則、個別の規定」といいますのは、個別にデジタル化について定めてなくても、今回の条例改正をすることで、「全般的に」デジタル化を進めることができるという意味合いで説明させていただきました。今回の条例に関する規則につきましては、用語の定義等がございますので、そちらを廃止するというふうなことは考えておりません。

今回、全般的なところで、市の規則というところから、市の機関のほうで定めるというふうにさせていただいておりますのは、オンライン化の対象の手続であるとか、あるいは方法、そういったものが非常に多岐にわたっておりますので、規則での制定というものなくて市の機関のほうで定めるというふうに柔軟で迅速な対応ができるようにというふうなところで、今回の委任の項目についてはさせていただいて

おります。

企画総務部 今回改正案として市の機関が定めるということにしておりますけれども、繰り返しの説明になりますけれども、現行の規則については、内容については一部見直すものはあるかと思っておりますけれども、廃止するものではございません。

市長部局については、その規則または要綱等に基づいて定めるものという形になります。

また市長部局ではない、例えば教育委員会ですとか、別の実施機関においては、そちらの機関で、市の規則に従うというようなことで定める場合もあると思います。先ほど申し上げたように柔軟な対応が必要だとか、実施機関ごとの事情があるという場合は、各実施機関で、規則等を定めていただくという形になるかと思う。

野々村委員 なぜ規則から市の機関に変わるんですか。

企画総務部 そちらにつきましては、繰り返しの説明になって恐縮ですが、オンライン化の対象手続ですとか、方法がかなり時代の流れの中で、急速に変わる中で、柔軟に迅速に対応できるようにするものでございます。

野々村委員 それでは、今のある規則は、どこにも委任されていない規則なんで法的な効力を持たない。条例の中でこの規則に委任すると定めて、今ある規則の中の補足のところに書いてあるんですが、この規則に定めるほか市長等に対して行うこととされ、または市長等が行うこととしている手続等を電子情報処理組織より使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせまたは行う場合に必要な事項は市長が別に定めるということで、説明いただいた細かいことについては各部局が決めるとするならば、条例があって条例の中に委任された規則があって規則の中に補足が書かれてて補足が、各要綱に委任するという関係になります。規則の部分に委任しないなら、今説明があった、規則を残すって言うっても残す意味がないです。条例から委任されていない規則になります。法体系として間違ってるんじゃないですか。

企画総務部 改めまして、こちらのほうで確認をさせていただきまして、後ほど

またお答えをさせていただきたいと思います。

《後刻回答》

向井委員長

それでは改めまして総務文教、常任委員会を再開します。
先ほどの議案第 53 号についての御回答のほうよろしく願いいたします。

企画総務部

委任の事項で新旧対照表の第 10 条この条例の施行に関し必要な事項は市の機関で定めるというふうに、今例改正をさせていただいております。この市の機関といいますのが、先ほど説明をさせていただきました、教育委員会等も含めまして、規則、要綱も変えていけるというところで、このような市の機関ということにしております。

これにつきましてはオンライン化の手续とか、方法が多岐にわたるというところで、迅速かつ、柔軟に対応できるということで、このような文言で示させていただいております。

これにつきましては、兵庫県下でも加古川市、洲本市、養父市等においても、このような形で市の機関ということを示して、先ほど言いました迅速かつ柔軟な対応を行うということで、このような規定にさせていただいております。

野々村委員

説明が納得いかないところは、規則は残すと言われた。その規則はどの条例にも委任されない規則って何のための規則ですか。迅速に行う場合については規則のほうで用語の説明をして、全ての要綱に、合致するものを規則で定めるほうが迅速です。市条例と規則は法規なんです。要綱は内部規範なんです。その規則を飛ばして各部署が自由にされるというようなことについては、やはり議会とか民主主義統制の欠如につながるのではないかと。だから、私が申し上げてるのは、前の条例があって、規則があって、要綱があると言うことが正しいのに、それを迅速にするために規則を無くすと言いながらその規則は存在する。法体系自体が少し誤っているのではないかと思います。いかがですか。

企画総務部

法制の担当をさせていただいております。委任事項というのは条例でいうと一般的に規則に委任するというのが一般的ではありますがけれども、委任先っていうのは具体的に書くのが望ましいという運

用があるだけで、絶対に規則に委任しなければいけないというようなものではございませんのでこのような表現で特に問題ないというふうに考えております。

野村委員

見解の相違です。条例の中に委任先は市の機関ですと書いてるんですけども。規則のほうではきちんと市長が定めるというようにところに、規則の委任先まできちんと縛っています。そういうような規則を飛ばしてですね、やるというのは非常に問題があるんじゃないか。規則は残るのだから、残すのであれば、条例との関係はどうなるんですか。

企画総務部

この「改正後の必要な事項は市の機関で定める」という、この市の機関が定めるの中に、規則、要綱、規定が含まれるというような解釈です。

野々村委員

なぜ今の体系を変えないといけないのですか。変えたところで条例があって規則があって、規則の中に市長が別に定めるというのは要綱なんでしょう。それを今の説明は条例の下に規則と要綱が並列にあるとそれはあり得ないです。法規上の問題ありませんか。これまでのルールを変えることが迅速な対応にはつながらないと思うんです。共通事項を規則に決めてるんだから。各部署、教育委員会等の部分については要綱でそこを細かく決めればいい話だと思うんですが、いかがですか。

企画総務部

この条例の中で、規則で定めるとしていた場合に、市長部局だけの規則であるというふうに受け止められがちですが、今回の件につきましては、市長部局のことだけではなくて、教育委員会などの他の機関も含めた、広い話であるというふうなところを明確にお示しをするために、今回、市の機関が定めるというふうな表現のほうを採用のほうをさせていただいておりますので、決して法体系を無視するとか、全くそういう意図はございませんので御理解のほう頂けたらと思います。

野々村委員

教育委員会にまたがるのであれば、規則の中で教育委員会のことを書き込めばいい話なので、何らそれは問題ない話だと思います。

企画総務部	この情報技術の活用した行政の推進というところで、この情報技術の進展というのはもう本当に日々進歩してきております。その中で、確かに、今のこの委任に関しましては、野々村議員のですね、発言もございましたが、やはり市のほうとしましても、他の機関も含めてですね、迅速な対応をやはりめざしていきたいということをですね、他市の事例も参考にしながら、こういう形をとらせていただきました。その辺りのことにつきまして、御理解のほうを頂きたいと思います。
上田議長	本条例は、市の機関というのは、教育委員会だけ言われたけども、選挙管理委員会とか、あと監査委員会とか農業委員会も多分の機関だと思います。今回の丹波篠山市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を一部改正する条例は、市長部局だけじゃなくて、ほかのところにも全て農業委員会、選挙管理委員会、教育委員会などまたがっている親条例なので、市長部局であげて全てのまたがっておる条例をまず改正しましょう。同じような内容で条例つくっても駄目なので、全体で条例つくりましょうよ。 でも、運用については、ほかのところでやってくださいよということで、市の機関が定めるようにされたのか。そうではなく、もっと違う理由があるのか。 私が言った、全ての部局にまたがる条例であるので、細かいことは市の規則で定めて、各関係機関で行うような条例なのか。基本的なことだけ教えていただけますか。 その辺の整理の仕方、全てまたがっている条例だから市の機関で定めてくれっていう原点なのかです。
企画総務部	はい、今回の条例につきましては、市全体のほうを対象にした条例というふうに考えておりますので、もちろん市長部局だけではなくて、他の市の機関につきましても含めた条例というふうに考えております。 その中で詳細な運用面につきましては、委任事項として、規則と書きますと、市長部局だけというふうに誤解を与えかねないというところがございますので、市の機関というふうに、他の機関も含まれているというふうなところ、明示のほうをさせていただいたところがございます。 具体的な例はちょっと今、思いつかなくてあげられないんですけども、市長部局と教育委員会事務局で、場合によってはですね、運用

面で少し違いが出てくる部分もあるかもしれません。

そういったところを、各機関において柔軟に対応して実施をしていけるというふうなところを想定いたしまして、今回このような記載方法とさせていただきます。

上田議長

関連で提案が、執行部と野々村議員とは、考え方に差異があるというところがあります。考え方が全く違いますので平行線だと思います。議員間で協議をされたらいかがかと思います。

プラスアルファやっぱりこれは条例については、市長部局等も相当な、法務専門員等も入った中で練られて出された条例というふうに私も理解してますんで、委員協議行う中で進めたほうがよいと思います。

野々村委員

もう最後ですので、説明いただいたように、前の条例っていうのは、市長部局だけ教育委員会部局は全く使用していなかったということですのでよろしいんですね。

向井委員長

先ほどの未回答と合わせて後刻回答をお願いします。

《後刻報告》

企画総務部

条例第 10 条、イにつきまして、規則で定めるから、市の機関が定めるに改めるのはなぜかということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

市役所の中には、市長部局だけでなく、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会といった独立した権限を持つ市の機関が複数存在し、それぞれが独自の事務を所管しております。

今回の改正につきましては、デジタル化につきまして総括的な取扱いを定めつつ、これらの機関が、それぞれの事務の特性に応じて、自らの責任におきまして柔軟に詳細を定められるようにするためのものでございます。

これによりまして、行政全体の足並みをそろえつつ、各分野のデジタル化を停滞させることなく推進することが可能となります。

なお今回の市の機関が定めるには、市長部局や教育委員会などの機関が定める基本的な規則を定めます。

また、市の機関が定めるとすることで、規則の下に要綱を置き、さらなる詳細を規定するといった形をとることも、各機関で柔軟に対応

することができるようになります。

発言の修正をさしていただきたいんですが、委員会における、答弁の中で、規則と要綱が同列であると受け取られるような発言がございました。あくまでも条例、規則、要綱といった法令執務上の順序については、今後は発言に気をつけたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

野々村委員

今おっしゃったことで、市の機関がそれぞれあるから、市の部局があるからその部局部局で、規則をつくりつくりしますと、その規則に基づいて、要綱要領等にまた委任していきます。だから、現在、市の部局だけに関わっている規則についても、この条例を変えることによって条文とか号が変わりますのでそれを変更することによってそのまま使えますよということで、規則を残すという矛盾はここで解消されたということですね。

これで法規のほうも、整理されたと思いますので問題はないのかなというように考えます。

■議員協議

向井委員長

議員間で議論・確認等をしておいた方がよいこと等があれば、ご発言願います。

— 意見等なし —

■表決

議案第 5 2 号 丹波篠山市公告式条例及び丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

議案第 5 3 号 丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

— 討論なし、全員賛成で可決 —

向井委員長

この結果を含め、各委員との質疑、答弁の内容について、審査報告

を行いたいと思いますが、その報告については、委員長に一任いただきたいと思います。

また、本日の会議の記録については、事務局に調製させ、正副委員長において内容確認を行いたいと思います。

— 異議なし —

大内副委員長 挨拶

向井委員長 散会宣告

16 : 45 散会